

平成25年度 第10回 経営戦略会議 審議結果

日時：平成26年1月31日（火）8：45～9：45

場所：5階庁議室

- 【議 題】 熊本市いじめ防止基本方針（案）について
- 【提 案 局】 教育委員会事務局（総合支援課）
説明者：廣塚教育長
- 【出 席 者】 幸山市長、牧副市長、高田副市長、原本企画振興局長、岡財政局長、宮本健康福祉子ども局長、西川総務局次長
- 【付議内容】 熊本市いじめ防止基本方針（案）について確定したい。
- 【資 料】
- ◇付議事項調書（様式1）
 - ◇熊本市いじめ防止基本方針概要（案）
 - ◇熊本市いじめ防止基本方針（案）
 - ◇組織設置のイメージ
 - ◇国、県のいじめの防止等のための基本的な方針骨格比較
 - ◇第1回熊本市いじめ防止基本方針に係る外部検討会議委員発言の反映（概略版）
 - ◇熊本市いじめ防止基本方針の位置づけ
 - ◇熊本市いじめ防止基本方針の策定スケジュール
 - ◇【参考】いじめ防止対策推進法
 - ◇【参考】地方青少年問題協議開放
 - ◇【参考】熊本市青少年問題協議会設置条例
 - ◇政策調整会議内容検討表（様式4）
- 【審議結果】 ◆一部修正のうえ了承
- 【議事概要】
- ◇熊本市いじめ防止基本方針（案）について、以下の点に対応のうえ、了承した。
 - ・重大事態に対する再調査組織は、重大事態が発生したときに健康福祉子ども局青少年育成課を事務局として対応すること。
 - ・方針策定に際しては、パブリックコメントを実施すること。

- 【審議の経過】 ◇重大事態への対処のところ、年間30日の欠席を目安としてあるが、例えばいじめを受けている子どもが、腹痛を理由に欠席する場合はカウントされるのか。(牧副市長)
- ⇒30日については、文科省が出している基準。「いじめにより」というのが前提であり、本当に病気なのかを見極め、原因をつかんだ上での対応となる。(岩下総合支援課長)
- ⇒30日欠席はどれくらいいるのか。(幸山市長)
- ⇒23年度が671名、24年度が624名。病気と経済的な理由は除いた心因性のもので、文科省の示す不登校の定義に当たるもの。うち、23年度のいじめがきっかけとなって欠席している児童生徒は、小学校1名、中学校6名。このうちいじめが原因となって欠席が30日に至った場合が重大事態となる。学校では、児童生徒が3～4日休んだ場合は、病気であっても電話連絡、家庭訪問をしており、30日以上欠席は、重大な事態といえる。(岩下総合支援課長)
- ◇国の方針を参考にされていると思うが、熊本市として、国と違った観点から特に重要視して付け加えた点等はあるか。(原本企画振興局長)
- ⇒意図的に家庭との連携を強調している。(岩下総合支援課長)
- ◇再調査組織について、青少年育成課は何か準備しているか。(幸山市長)
- ⇒特に準備はしていない。法に基づいて組織が必要とは理解しているが、今のところ具体的なイメージがつかめていない。(宮本健康福祉子ども局長)
- ⇒再調査組織は、法の規定からは、必ずしも常設である必要はないと理解できる。(西川総務局次長)
- ⇒いつ再調査が必要になるか分からないので、組織は予め設置しておく必要があるのではないか。(宮本健康福祉子ども局長)
- ⇒附属機関として位置づけし、条例の根拠なしに設置できないのであれば、枠だけでも作っておいた方がよい。(岡財政局長)
- ⇒何かあったときに、まず教育委員会が作る附属機関と学校で調査し、その調査が十分ではないと市長が判断したときに再調査機関を設置することになる。(廣塚教育長)
- ⇒重大事態はどれくらい出てくる想定か。重大事案が1～2件なら、再調査はほとんどないのではないか。(牧副市長)
- ⇒ほとんど出てこないと考えている。まずは重大事態が起きな

いように未然防止の取り組みをしっかりと進めていく。

(岩下総合支援課長)

⇒そのような状況であれば、再調査組織は、重大事案が出てきたときに考えても良いのではないか。(牧副市長)

⇒青少年育成課が窓口となることを決めておけば、すぐに対応は可能ではないか。(高田副市長)

⇒健康福祉子ども局で再調査組織の事務局を持つのであれば、再調査組織の委員への説明も必要となるので、早い段階で情報をいただければ、対応は可能かと思う。

(宮本健康福祉子ども局長)

⇒重大事案が上がってきたときには、再調査に至る前に庁内の会議を作り、情報の共有を図る。(廣塚教育長)

◇パブコメを実施しないことについて、今年度中に策定するためには時間が足りないこと以外に、何か問題はありますか。

(牧副市長)

⇒問題は無い。ただ、学校基本方針と一緒に4月からスタートしたい。(廣塚教育長)

⇒他都市のパブコメの実施状況は。(牧副市長)

⇒1月20日に聞き取りを行った結果、実施中が4市、実施予定が3市、実施する予定で検討中が3市、実施しない予定で検討中が5市、未定が3市であった。(岩下総合支援課長)

⇒パブコメの所管局としては、熊本市が初めて出す方針なので、当然パブコメすべき案件と考える。(原本企画振興局長)

⇒期間を短くして実施することは可能か。(幸山市長)

⇒実施する前に、議会常任委員会での審議が必要だが、スケジュール的に困難。(廣塚教育長)

⇒常任委員会のメンバーに個別に説明し、実施について了解を得るという方法はある。過去を見ると、パブコメは3週間くらいで実施した例があり、短期間でも実施は可能。

(原本企画振興局長)

⇒法律ができて、県でも方針ができて、いじめの問題の方針であることからなるべく早くスタートさせたいということの説明すれば、議会の理解は得られるのではないか。市民に対してしっかりと方針の策定や内容を周知することも大事。

(幸山市長)

⇒パブコメについては、考えさせていただく。(廣塚教育長)